

伊達市「来て だて」家賃支援事業補助金について

1 目的

福島県外から本市内へ転入し、伊達市内保育園、幼稚園及び認定こども園等に教育・保育職にて就職した者に対し、賃貸家賃への補助金を交付することで市内への定住を図るもの。

2 対象者

福島県外から転入した下記要件を全て満たす者。

- (1) 福島県外の大学等を卒業後1年以内であり、教育・保育施設等で、正規職員として勤務していること。
- (2) 県外から本市内に住民票を異動し、転入日から3年以上定住する意思があること。
- (3) 本市転入前の県外市区町村に1年以上住民票を有していたこと。
- (4) 民間賃貸借契約の借借人であり、補助対象者が借賃の支払を行っていること。
- (5) 伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 移住促進に係る施策の推進のために行う、調査、取材及び撮影等への協力を同意していること。

3 補助金の額及び対象経費

民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額から住宅手当を控除した額の3分の2の額とする。ただし、共益費、管理費及び付随する駐車場の使用料等の借賃以外の費用は除く。

補助金の交付の対象期間は、交付申請をした日の属する月から起算し、当該年度の3月分までを対象とする。（最大12か月分の補助とする。）

4 交付申請の流れ

(1) 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、「来て だて」家賃支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ・誓約書（様式第2号）
- ・住民票謄本の写し
- ・戸籍の附票の写し
- ・賃貸借契約書の写し・住宅手当等確認書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 市にて交付決定を補助決定者に通知する。

(3) 「来て だて」家賃支援事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）に

必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ・家賃等の支払を確認できる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

5 補助金の返還を求める場合

- ・伊達市転入日から起算して3年未満で市外に転出したとき。
- ・偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。